



東京電力（株）代表執行役社長
廣瀬 直己 様

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能対策事業費の負担を求める要望書

平成25年4月19日

千葉県 流山市長 井崎 義治



本市は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が検出された焼却灰等の処理費用のうち、国の委託金の対象外となる費用の負担を貴社にお願いしてまいりました。

去る、平成25年3月28日には、貴社に直接訪問し、溶融飛灰薬剤処理装置設置工事費（119,857,500円）、溶融飛灰保管置場整地及び遮蔽工事（13,440,000円）、その他（17,358,648円）、合計150,656,148円についての経緯や必要性について説明し、求償の対象の再考をお願いしましたが、残念ながら、現時点においても前向きな回答は示されていません。

このような貴社の対応は、放射能の影響を受けた本市の実情を踏まると、到底納得の行くものではありません。

当該装置等は、東京電力福島第一原子力発電所の事故がなければ、明らかに設置する必要はなかったものです。

この装置等の設置につきましては、同事故と相当因果関係が認められるもので、賠償の対象として費用の支払いに応じるよう強く求めるものです。

つきましては、上記費用及び未だにルール化されていない費用について、貴社で負担されるよう再度、強く要望します。

また、平成24年度の放射能対策に要した費用についての具体的な請求時期等の明示がない状況が続いていることから、可及的速やかに明示されることを併せて強く要望します。

以上